丹波山村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

目 次

1	計画策定の背景及び目的	
	(1) 背景及び目的	1
	(2) 計画の位置づけ	1
	(3) 計画期間	2
	(4) 対象施設	2
2	公共施設等の現況と課題及び将来の見通し	
	(1) 公共建築物の現状と課題	3
	(2) インフラ資産の現状と課題	5
	(3) 人口の現状と今後の見通し	6
	(4) 財政の状況	6
3	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
	(1) 公共施設等の総資産量の適正化	8
	(2) 公共施設等の長寿命化の推進	8
	(3) 民間活力の導入	9
4	計画の実行及び評価	
	(1) 公共建築物	.11
	(2) インフラ資産	.12
5	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
	(1) 推進体制	.13
	(2) 財政との連携	.13
	(3) 住民との協働	.13
	(4) 職員の音識改革	13

1 計画策定の背景及び目的

(1) 背景及び目的

本村では、高度経済成長期以降、住民ニーズに対応するため、「本庁舎」をはじめ「教育施設」、「公営住宅」などの『公共建築物』や「道路」「下水道」などの『インフラ資産』といった公共施設等を整備してきました。現在、これらの公共施設等の老朽化が進展しており、近い将来、多くの公共施設等の改修・更新時期を迎え、多額の維持・更新費用が必要になると見込まれています。

一方、財政面では、長期的には人口減少等による税収の伸び悩みや地方交付税の減少、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設等の維持・更新費用の軽減・平準化が喫緊の課題となっています。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な財政経営を実現するためには、個々の施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設等全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく「資産経営」の視点を持つことが必要です。

このような状況を踏まえ、本村では、長期的な資産経営の視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針となる「丹波山村公共施設等総合管理計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

当計画は、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、地方公共団体がインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として策定する「インフラ長寿命化計画」(行動計画)となります。

なお、当行動計画に基づき、地方公共団体が個別施設ごとの具体的な 対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画」(個別施設計画) につい ても、今後、策定します。

(3) 計画期間

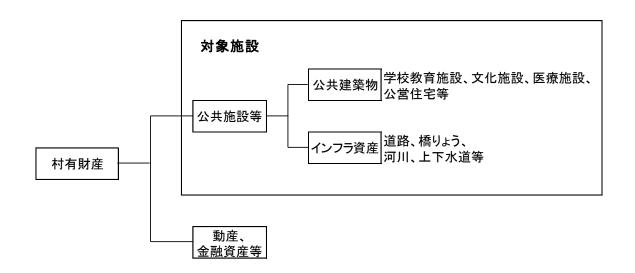
資産経営の推進においては、中長期的な視点が不可欠です。

高度経済成長期以降に整備された公共建築物の立替・更新時期やインフラ資産の補修時期が今後の30年間に集中することから、平成28年度から平成57年度までの30年を対象期間とします。

ただし、計画期間内にあっても、必用に応じて計画内容を適宜見直す こととします。

(4) 対象施設

本村の所有する財産のうち、全ての公共施設等を対象とします。



2 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 公共建築物の現状と課題

① 用途別保有状況

本村が保有する公共施設のうち、公共建築物は、平成 27 年 3 月末時点で 74 施設、総延床面積は 21,228 ㎡であり、村民一人当たりの延床面積は 38.5 ㎡(※) となっています。

用途別では、学校教育施設 (5 施設、4,903 m、23.1%) が最も多く、続いて産業施設 (10 施設、4,117 m、19.4%) となっており、この二つの用途だけで全体の4割強を占めています。

(※) 村民一人当たり面積の算定に当たっては、平成28年4月1日時点の本村の 推計人口(551人)を使用。

○ 用途別面積、割合(H27年3月末現在)

種 別	面積(m²)	割合(%)	種	別	別 面積(㎡)	
文 化 施 設	1,830	8.6	行 政	施設	1,862	8.8
社会教育施設	377	1.8	村営	住 宅	2, 482	11.7
スポ・レク施設	2, 375	11.2	医 療	施設	625	2.9
産 業 施 設	4, 117	19. 4	そ(の 他	1, 160	5.5
学校教育施設	4, 903	23. 1				
子育て支援施設	180	0.8				
保健·福祉施設	1, 317	6. 2	合	計	21, 228	100.0

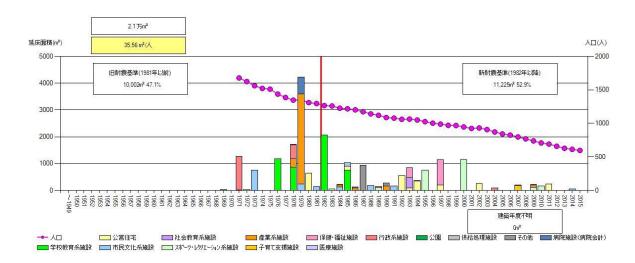
② 築年別整備状況

昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて、役場本庁舎をはじめ、学校教育施設、公民館等の施設を多く整備してきました。現在、建築からの平均経過年数は 24 年となっており、一般的に建物の大規模改修を行う目安とされる建築後 30 年を経過している施設(昭和 61 年以前に建築施設)は、13,499 ㎡、全体の 63.6%となっています。

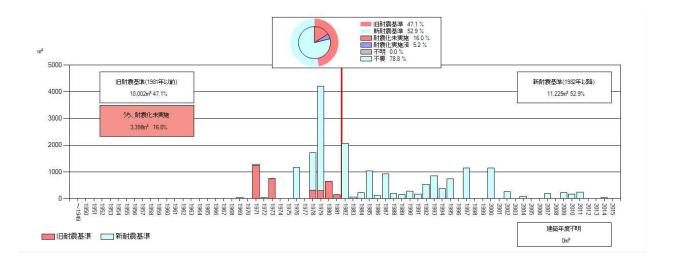
また、旧耐震基準である昭和56年度以前に建築された施設は、10,002㎡、全体の47.1%となっていますが、本村では、学校教育施設や医療施設を最優先に取り組んでおり、学校教育施設や医療施設の耐震化は、概ね終了しております。

※ 年度でデータを入力している施設もあることから、昭和 56 年度に建築 した施設は旧耐震基準に含めた。

○用途別·築年別整備状況



○耐震化状況



③ 課題

前述のとおり、公共建築物は、今後、急速に老朽化が進行します。 これらの公共建築物の維持更新費が増大していくものと見込まれる 中、厳しい財政的制約の範囲において、いかにして計画的かつ効率的 に対応していくかが課題となります。

また、耐震化未実施の施設(全体の16%)のうち、本庁舎及び災害時の避難所ともなる中央公民館の耐震化が喫緊課題となっています。

(2) インフラ資産の現状と課題

① インフラ資産の現状

平成 27 年 3 月末時点の本村の主なインフラ資産の保有量は、次のと おりとなっています

○ 主なインフラ資産の保有量 (H27年3月末現在)

○ 工なインノク資産の休日室 (1121年の月水気圧)							
種	別	主な施設	施設	数			
道	路	道路延長	35. 1	k m			
		橋りょう	31	橋			
		舗装(延長)	12.9	k m			
農業施設	立又	林道	7.4	k m			
		農道	7.7	k m			
上水	道	管路延長	10.4	k m			
		浄水場	3	箇所			
		配水池	4	箇所			
下水	道	管路延長	11.0	k m			
		浄化センター	1	箇所			

② 築年別整備状況

本村のインフラ資産についても建設後 50 年以上が経過している構造物もあり、今後、老朽化の進行が懸念されます。

③ 課題

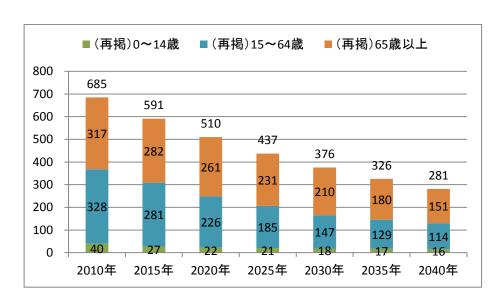
今後、急速に老朽化が進行していくことが懸念されるインフラ資産の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に維持管理していくかが課題となります。

(3) 人口の現状と今後の見通し

本村の人口は、1955 年(昭和30年)の2,302 人をピークに減少を続け、2010年(平成22年)には685人となり、2040年(平成52年)には281人まで減少すると推計(※)されています。

年齢構成別では、老年人口(65歳以上)が2010年の46.3%から2040年には53.7%と大幅に増加する一方、生産年齢人口(15歳~64歳)が47.9%から40.6%に減少、年少人口(14歳以下)が5.8%から5.7%とほぼ横ばいとなることから、高齢化がより進行することが見込まれます。こうしたことから、人口の減少・年齢構成の変化に合わせた施設整備、

こうしたことから、人口の減少・年齢構成の変化に合わせた施設整備、 老朽化や使用頻度が少なくなった施設の統廃合等を図る必要があります。



(※) 国立社会保障人口問題研究所の推計

(4) 財政の状況

① 歳入の状況

平成 27 年度における歳入総額は 20 億 8 千万円となっており、平成 18 年度からの 10 年間、概ね 14 億円~20 億円台で推移しています。

歳入の5割前後を地方交付税が占め、平成24年度以降、概ね10億円前後で推移しています。

また、主な自主財源である村税収入については、平成 19 年度の 6 千5百万円をピークに減少傾向が続いています。

(単位:千円)

歳入	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
地方税	60,822	65,366	62,528	61,838	57,708	54,269	54,488	55,520	52,938	51,796
地方交付税	745,158	759,927	828,277	823,364	834,191	817,028	1,026,553	1,017,669	917,475	968,949
国庫支出金	6,728	21,020	54,315	150,804	138,994	42,811	26,918	40,175	134,553	126,274
県支出金	31,081	17,400	41,929	45,707	24,767	47,384	18,913	40,596	44,994	25,532
地方債	95,600	111,000	125,000	64,000	87,500	63,995	60,856	117,265	237,860	284,627
歳入合計	1,360,756	1,421,951	1,547,880	1,637,982	1,607,352	1,691,710	1,764,452	1,839,061	1,994,949	2,080,692

② 歳出の状況

本村の歳出のうち義務的経費(※)については、全体としては減少傾向にあります。要因としては、公共施設の整備に係る村債の償還が進み、公債費が平成20年度の2.3億円から平成27年度には1.1億円と減少しているためであります。また、人件費は2億円前後で推移する一方で、扶助費は増加傾向にあります。

(※)支出が法令などで義務付けられ、任意に縮減できない性質の経費。 人件費・公債費・扶助費など

(単位:千円)

歳出	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	204,170	203,130	203,804	209,826	195,837	195,349	199,781	202,894	209,326	210,254
物件費	301,313	330,517	323,701	339,357	335,670	369,079	405,581	385,256	395,739	405,906
維持補修費	1,787	951	11,908	0	2,432	1,113	9,529	16,950	11,028	9,676
扶助費	16,575	15,423	13,513	16,622	21,628	25,040	24,692	26,154	25,291	25,759
補助費等	117,408	122,240	139,530	133,093	132,594	147,915	149,972	143,554	157,061	162,053
公債費	227,217	220,752	230,420	206,873	185,670	171,047	141,194	124,228	121,978	113,382
投資的経費	113,353	112,244	144,847	215,085	209,004	196,516	119,265	179,404	480,517	452,831
その他	275,324	307,795	332,072	389,126	344,246	359,460	533,733	510,963	363,829	253,454
合 計	1,257,147	1,313,052	1,399,795	1,509,982	1,427,081	1,465,519	1,583,747	1,589,403	1,764,769	1,633,315

④ 財政状況についての今後の見通し

歳入については、人口減少等に伴い村民税や固定資産税の減少が予想されます。また、地方交付税についても人口減少等の影響が及ぶことから、本村の一般財源総額は、今後、減少することが予想されます。

一方、歳出では、義務的経費について、人件費が比較的若い職員構成のため増加傾向が続くと見込まれており、高齢化に伴う扶助費等も 増加していくものと考えられます。

以上のことから、本村の財政状況は、今後、より厳しいものとなっていくことが予想されます。

3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設等の総資産量の適正化

① 基本方針

公共施設のあり方や必要性について、住民ニーズや政策適合性、費用 対効果などの面から総合的に評価を行い、適正な施設保有量を実現しま す。

公共建築物については、人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス基準を確保しつつ施設総量の縮減を推進することとします。

インフラ資産については、住民生活における重要性及び道路、河川、 上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に 基づく、それぞれの個別施設計画等に則した総量の適正化を図ることと します。

② 具体的取組

○公共建築物

- ・保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有 総量の縮減を目指します。
- ・耐用年数を経過した施設や統廃合による施設更新を除き、原則として、新たな施設は建設しないこととし、新たなニーズに対応するため施設が必要となった場合でも、既存施設の有効活用を検討した上で、中長期的な総量規制の範囲で整備(必要最小限度の面積)することとします。

○インフラ資産

- ・インフラ資産の整備に当たっては、社会情勢やニーズ(防災対応、 バリアフリー、環境への配慮など)を的確に捉え、かつ財政状況を 加味し、中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行います。
- ・整備や更新時には、長期に亘り維持管理がしやすい施設とすること で、経済性と合理性を追求します。

(2) 公共施設等の長寿命化の推進

① 基本方針

今後も活用していく公共施設等については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長

期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

·建替更新周期:原則60年

·大規模修繕:原則30年

② 具体的取組

○公共建築物

- ・公共建築物の施設の種別ごとに別途策定する個別施設計画等に基づき、長期的な修繕計画の策定や日々の点検・診断等の強化、それらの履歴の集積・蓄積など、計画的な維持管理(計画保全)を推進することにより、施設の安全確保や延命化を図るとともに、計画的に耐震改修を進め、ライフサイクルコストを削減します。
- ・建替更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の平準化を図ります。

○インフラ資産

- ・道路、河川、上下水道といった施設の種別ごと別途策定する個別施設計画等に基づき、施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した長期的な修繕計画の策定や日々の点検診断等の強化、それらの履歴の集積・蓄積など、計画的な維持管理(計画保全)を推進することにより、施設の安全確保や延命化を図る計画的な維持管理を行います。
- ・ライフサイクルコストを考慮し、インフラ資産を安全に延命化させます。

(3) 民間活力の導入

① 基本方針

民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入するなど、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

② 具体的取組

○公共建築物

・官民の役割分担を明確にし、PPP/PFIなどの手法を用い、民間活力 を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金 やノウハウを活用したサービス提供を推進します。

・包括的民間委託発注などの効率的な契約方法の検討を行います。

○インフラ資産

- ・研究機関や企業との連携を強化し、新技術や新制度を取り入れ、効率的な維持管理を検討します。
- ・PPP/PFI などの手法を用い、民間活力を施設整備や管理に導入することを検討します。
- ・包括的民間委託発注などの効率的な契約方法を検討します。

4 計画の実行及び評価

当計画を円滑に推進し、実効性のあるものとするため、施設の維持管理を担当する部署(以下「施設所管課」という。)と当計画の進捗等を管理する総務企画課が連携し、次の方策により、計画の実行、進捗状況等についての評価及び見直しを実行していくこととします。

(1) 公共建築物

① 方向性の検討(施設所管課)

教育施設、村営住宅等といった種別ごとの利用度、維持管理コスト、 老朽化度を分析するとともに、将来的な住民ニーズの予測や政策適合性 を加味し、長期的な施設整備の方向性を示します。

② 現状把握 (施設所管課)

共通の様式により、個別施設ごとに点検・診断記録に加え、利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、施設評価における基礎的データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化を図ります。

- ③ 施設評価の実施(施設所管課、総務企画課)
 - ○評価方法
 - 【1 次評価】施設の利用度、維持管理コスト、老朽化度について、定量的な視点での評価を行います。
 - 【2 次評価】1 次評価結果を基に、種別ごとに示す方向性を踏まえ、 地域内の配置状況や設置の経緯などの要素を加えた評 価を行います。

○評価結果

評価は、「継続」、「統合」、「廃止」、「更新」の4区分とします。

○取組の方向性

- ・継続:個別施設計画に基づき、計画保全を実施する。
- ・統合:他の用途との複合化など、施設の有効活用を検討する。
- ・廃止:用途を廃止する代わりに近隣市町村との連携や類似民間施設への移転等を検討する。
- ・更新:民間活力の導入による運営を積極的に推進する。

(2) インフラ資産

インフラ資産については、複合化・集約化等の統合や、施設そのものの廃止が適さないことから、公共建築物とは異なる観点・方法によって評価・実行を行います。

① 方向性の検討(施設所管課)

道路、河川、上下水道といった種別ごとに、整備状況や老朽化の度 合い等から、方向性を検討します。

その結果から施設の重要度に応じた、個別の維持管理計画を策定し、施設の特性にあった管理水準を設定します。

② 現状把握 (施設所管課)

定期的な点検により劣化進行等の状態を把握し評価するとともにデータの蓄積を行います。

③ 更新・補修の実施(施設所管課) 点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定します。

④ 取組の見直し(施設所管課・総務企画課)

施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準の見直しを行 うとともに目標を再設定し実行します。

5 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 推進体制

資産経営の推進にあたっては、全体を一元的に管理し、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、方針の決定や進行管理を行うことが重要です。

そのため、専門の実施組織を立ち上げ、資産経営の推進を図るとともに、施設ごと各施設管理者において管理している個別施設等の情報について、庁内ネットワークなどを通じ、全庁的に把握できるようなシステムの構築を検討します。

また、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、技術的手法・ 管理水準の見直しを的確に実施できる体制を整備します。

(2) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な資産経営を実施していくには、予算編成部署との連携が必要不可欠です。

そのため、資産経営の導入により、新たに必要となる経費について は、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。

また、資産経営による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討していきます。

(3) 住民との協働

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と 行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備 を行います。

さらに、公共施設における行政サービスの有効性をはじめ、維持管理 の成果や利活用状況に関する情報の住民への提供を推進します。

(4) 職員の意識改革

全庁的に資産経営を推進していくには、職員一人ひとりが自覚を持って調整していく必要があります。

公共施設等の現状や資産経営の導入意義などを十分理解し、経営的 視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくととも に、社会経済状況や住民ニーズの変化に対応できるような住民サービ スの向上のため、自らの創意工夫により実践していくことが重要であるため、研修会等の開催を通じて職員の意識啓発に努め、資産経営のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。